

医科点数表第2章第10部手術の通則の5

(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)及び6に掲げる手術

(平成28年1月 ~ 平成28年12月)

・区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	25
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	12
エ	肺悪性腫瘍手術等	2
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	47
・区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	15
イ	水頭症手術等	31
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	11
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	20
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	4
・区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成手術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	5
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	2
キ	同種死体腎移植術等	13
・区分4に分類される手術の件数		351
・その他の区分に分類される手術		手術の件数
人工関節置換術		77
乳児外科施設基準対象手術		1
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術		35
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含 及び体外循環を要する手術		110
経皮的冠動脈形成術		52
急性心筋梗塞に対するもの		4
不安定狭心症に対するもの		8
その他のもの		40
経皮的冠動脈粥腫切除術		0
経皮的冠動脈ステント留置術		452
急性心筋梗塞に対するもの		47
不安定狭心症に対するもの		30
その他のもの		375